2006.7

【国内の PL 関連情報】

施行時のネジの締めつけ不良により、太陽光発電システムから出火

（2006年6月7日　静岡新聞）

今年４月、静岡市内で太陽光システムの分電盤から通電による発熱が発生し、木造2階建て住宅の１階の一部を焼く火災があった。同市消防防災局の調査結果によると、火災の原因は端子のネジの締めつけ不良の箇所に電気抵抗が生じ発熱、周辺のビニール配線被膜に着火したためとしている。

ここがポイント

太陽光発電システムは、クリーンで無料の自然エネルギーを用いて電気を作り出すため、環境対策上のメリット、電気代支出が減るといった経済的メリットなどの観点から、わが国一般世帯でも急速に普及しつつあります。同システム市場には、電気製品、住宅設備機器、半導体製品等のメーカーが多数参入しています。

本件、事故原因とされたネジの締めつけ不良がどの段階で発生したものかなどの詳細情報は不明です。一般に耐用年数の長い設備機器などの場合、製品のライフサイクルを通して安全性が確保されるためには、メーカー、施工業者、保守・管理業者（メンテナンス業者）が、それぞれの役割と責任において対策を講ずることが重要です。

メーカーとしては、そもそも締めつけ不良が発生しないよう設計面での安全対策を講じた上で、締めつけ不良のまま出荷されないような製造工程管理を行うこと、施工業者としては、納入、据え付け時における作業上の欠陥防止対策を講じることが重要となります。

さらに、保守・管理業者による適切な保守点検・管理などのメンテナンスにより、不具合を早期に発見し、事故を未然に防止できる可能性が高まります。

とくに、本件のような新しいシステムや製品の場合、大事故に至らなかった不具合情報を含め、製品の安全性に関する情報をメーカー、施工業者、保守・点検業者等の関係者間で共有し、問題があれば、関係者間での連携のもと、速やかに是正措置を講ずることが可能な仕組みを整備しておくことが大切です。

欠陥プログラム等によるエレベーター事故を受け、国土交通省が再発防止策を検討開始

（2006年6月17日　静岡新聞、2006年6月29日　建設通信新聞、　ほか）

Ａ社製のエレベーターで、6月３日に、都内で扉が開いたままかごが上昇したため高校生が死亡する事故が発生した。その後、Ａ社は、6月17日、死亡事故を起こしたエレベータとは別の型式の同社製エレベーター52基に扉が開いた状態でもかごが上下する可能性がある欠陥プログラムを搭載していたことを公表している。

こうした状況の中、国土交通省は、再発防止策の検討に向けて、専門家等で構成するエレベーターワーキングチームを設置し、6月27日に初会合を開いた。この中で、同省は、主に以下の項目について、検討の方向性を示した。

①「構造、装置の技術的基準」
制御系プログラムや制動装置の不具合を念頭に、制動装置や電子系システムなどで想定されるリスクを洗い出したうえで、現行の基準等を見直す。

②「確認、完了検査のあり方などのチェック体制」
リコール制度の導入も視野に入れて、審査や点検のあり方などを検討する。

③「保守点検」
安全確保の観点から業務委託のあり方や不具合情報の取扱いについて検討する。

ワーキングチームは、８月をめどに中間報告をまとめることとしている。

ここがポイント

Ａ社製のエレベーターに関する一連の問題は、エレベーターの安全性に関する市民不安を増大させ、社会問題化しました。

今回の一連の事故からは、メーカーサイドにおける設計、製造上の安全対策やメンテナンス会社サイドにおけるメンテナンス上の安全対策といった個々の当事者の問題のみならず、安全確保面におけるメーカー／メンテナンス会社双方の連携不足も浮彫りになったといえます。

こうした情況を受け、国土交通省では、今般、エレベーター事故の再発防止策の検討が開始されました。関係企業では、今後の動向を注視しつつ、メンテナンス会社、ビル管理会社などを含めて、事故防止に関する関係者間の連携や不具合情報が共有される仕組みなどの現状について、今一度、問題点を洗出し、必要に応じて対策を講じていくことが求められます。

製品安全情報の共有・公開はいかに行われるべきか ～PLオンブズ会議での報告～

（2006年7月10日　日本消費経済新聞）

６月30日、全国消費者団体連絡会PLオンブズ会議（以下PLオンブズ会議）は、東京都内で毎年恒例の報告会を開催した。近年相次ぐ製品事故において、製品安全に関する情報の共有・公開が十分になされていないとの前提に立ち、「『安全情報は誰のもの？』～リコール制度の強化と安全情報の有効活用」が今年のテーマとされた。

PLオンブズ会議は、この報告会において、以下を含む事故関連情報の有効活用に関する提言をまとめた。

○製品に関する危害・危険情報について、メーカーの行政に対する報告を義務とすること。

○製品安全情報を製品の分野を超えて一元的に収集し、被害の防止に有効に活用できるような仕組みを作ること。

○メーカーによる製品の回収等の情報が消費者に十分周知されるよう改善を図ること。

ここがポイント

ＰＬオンブズ会議は、消費者団体、弁護士、研究者などで構成され、消費者保護の立場からわが国ＰＬ法制度等について監視、提言を行っています。

ＰＬ法施行後の被害者救済状況については、関係者の立場や役割により評価が分かれるところです。本件報告会では、重大な死傷事故を伴う製品事故が後を絶たない中で、製品安全情報の一元収集の仕組みづくりや、リコール制度の拡充、行政の製品回収命令権限の拡充等を含む提言がなされています。

企業としては、ＰＬオンブズ会議の提言にあるような制度の検討や具体化を待つことなく、自ら主体的に事故関連情報の有効活用に努めていくことが大切です。具体的には、自社製品に関する事故・クレーム情報の一元管理体制や、報告された個々の事故・クレームに関するリスク評価の仕組みを作った上で、実効的なリコール体制を構築しておくことが重要であり、こうした観点から、自社の現状をあらためて検証しておくことが必要です。

【海外の PL 関連情報】

工具を巡るPL訴訟で、裁判所が原告側の専門家証言を科学的根拠に乏しいとして排除

２００１年９月、ペンシルベニア州の男性が、ガソリンを燃料とする動力付きノコギリを使って住宅を解体作業中に、アキレス腱断裂等の重傷を負った。男性は、スイッチをオフにして床においた後も動いていたノコギリの刃が足にあたり負傷したとして、ノコギリメーカーを相手取り、損害賠償を求めてペンシルベニア州連邦地裁に提訴した。

原告は、製品に設計上の欠陥が存在したこと、および負傷の原因が製品の欠陥であると主張するにあたり、以下の２人の専門家の証言を証拠として提示した。

○スイッチオフ後もノコギリの刃が動き続け、それによる機械的推進力でノコギリ自体が床を移動した。（専門家A）

○ノコギリの過度の振動が原因となって、スイッチオフ後にノコギリが床を移動した。（専門家B）

これに対して、被告メーカーは、Daubert 基準（注）に照らして、「原告が主張の根拠としている専門家証言は信頼性に乏しい」として２人の専門家証言を証拠から排除するよう申立てた。

裁判所は、２人の専門家証言について、

○専門家Aは、再現実験を行っているが、実際の事故を正確に再現しない状況下で実験を行っている。また、当人はこれまで手持ち式切断用工具を見たことがないなど当該事例についての専門家として不適切である。

○専門家Bは、自ら再現実験すら行っておらず、Aが行った実験のビデオのみを判断材料としている。また、当該ノコギリを実際に動かしたり、動作中の状況を直接確認もしていない。当該製品についての知見も皆無と言え、専門家として不適切である。

などと判断した。裁判所は「証言は妥当性・客観性に欠けており、でたらめに直感的なもの」であり、Daubert基準を満たさないため証拠として採用されないと結論づけ、２００６年５月、被告メーカーの主張を支持する略式判決により、原告の訴えを却下した。

（注）Daubert 基準

専門家証言を証拠として認めるか否かについて、連邦最高裁が 1993 年の Daubert 判決（Daubert v.Merrell Dow Pharmaceuticals, Inc., 509 U.S. 579）の中で示した判断基準。判決の中で、具体的に次の要件などが示されるとともに、事実審裁判官にこの見極めを行う責務があると指摘した。

○その理論・手法が検証可能であるか
○その理論・手法が専門家の審査（peer review）を受けたり、出版されているか
○その理論・手法の誤差率（error rate）が明らかになっているか
○その理論・手法が学会等で一般的に受け入れられているか

ここがポイント

ＰＬ訴訟に限らず、米国の裁判においては、原告・被告双方が自らの主張を根拠づけるために専門家証人（Expert Witness）の意見を証拠として持ち出すことは一般的です。しかし、専門家の中には、知見や経験などの観点から適格性を欠く専門家が起用されたり、科学的、技術的根拠の薄弱な意見が含まれていることも少なくありません。

本件訴訟では、まさに「専門家証言の証拠能力」が争点となり、その専門家証言を裏打ちする理論や手法が科学的にみて有効か、その根拠付けや論理が争点となっている事実に適切に当てはまっているかを裁判所が判断したものです。

特に設計上の欠陥を巡るＰＬ訴訟などでは、欠陥の有無や欠陥と損害の因果関係の有無を判断するうえで、科学的・技術的な知識の乏しい陪審が、原告側の専門家証言により判断を狂わされる恐れも少なからずあります。企業としては、原告側の専門家証言について Daubert 基準や関連する過去の判例等に照らして、専門家としての適格性、証言の科学的・技術的根拠等を精査したうえで、場合により証拠不採用を申し立てていくことが得策です。

溶接棒に関する統合訴訟における初めての評決でメーカー側勝訴

テキサス州に住む57歳の男性が、24年間にわたり同州内の海軍基地にて溶接工として業務に従事した後、右手の震えを伴う脳障害を負った。原告は、脳障害の原因は、溶接作業中に溶接棒から飛散したマンガンを摂取したことであるとし、2003年、溶接棒メーカーを相手どり180万ドルの補償的損害賠償に加えて懲罰賠償を求める損害賠償請求をテキサス州裁判所に提起した。その後、訴訟は統合訴訟（注）として扱われることとなり、連邦地裁に係属することとなった。

原告は、訴えにおいて

○溶接棒中に不当に含有されていたマンガンに被爆した結果、脳障害を負い右手の震えが続いている。

○マンガンによる人体への危険性に関する被告の理解は不十分であり、その結果、危険性を作業者へ明確に表示・警告できなかった。

と主張した。

これに対して、被告メーカーは、

○原告の右手の震えは継続的なものではなく、マンガン中毒による慢性神経症であるかは疑わ

しい。

〇溶接棒の仕様は軍の規定に従ったものであり、マンガン含有割合も規定内だった。

〇飛散マンガンと症状との因果関係は科学的に認められていない。

〇警告表示では飛散マンガンの危険性と対応策を充分に表示している。

と主張した。

陪審は、製品の欠陥と当該原告の症状との因果関係は立証されていないとして、本年６月、被告メーカーに賠償責任はないとする被告勝訴の評決を下した。

現在数千件が統合訴訟として同じ連邦裁において、公判前手続きが行われている中で、本件は、最初に下された評決である。

（注）統合訴訟（Multidistrict Litigation）
訴えの根拠となる事実を共通にする民事訴訟が、いくつかの裁判地区で提起されている場合に、それらの訴訟を連邦裁判所に統合して、１人の連邦判事の指揮のもとで統一的な公判前手続（事実審理に先立つ、開示手続きや証拠の整理など）を行う制度である。連邦判事の指揮の下で統一的な公判前手続を行うことで、開示手続の重複による裁判所間の矛盾した決定を避け、当事者・証人の負担を軽減し、迅速かつ効率的に裁判を進行されることを目的とする。1968年に、連邦の立法により設けられた。統合訴訟として扱うか否かは、連邦判事で構成された委員会（Judicial Panel on Multidistrict Litigation、統合訴訟委員会）が自ら、または訴訟当事者の申立てに基づき決定する。公判前手続きに続く事実審理については、元の裁判所へ戻される場合と、訴訟移管手続きを経て、引き続き統合訴訟裁判所判事が行う場合がある。本件は、後者のケースである。

似ているものの異なる概念として、クラス・アクション（集合代表訴訟または集団訴訟）がある。クラス・アクションは、共通の事実問題や法律問題を有するとされる集団（クラス）全員を代表して、１人または複数の個人が提起する訴訟で、原則として、判決や和解の効果は集団全員に及ぶ。統合訴訟は、原告として訴訟提起した当事者以外に対しては法的な効果を与えるものではないこと、また、手続き上統合されるのは公判前手続きまでであることなどの点で、クラスアクションとは異なる。

ここがポイント

全米では、長期間にわたる溶接作業従事者において、歩行や会話等の機能低下を伴う脳神経障害を発症するケースが少なからず見られます。これらの原因としてしばしば主張されるのは、溶接材である溶接棒を高温で溶解する際に空気中に飛散したマンガンを摂取したというものです。実際、溶接棒の欠陥を理由とする訴訟は、ここ数年のＰＬ訴訟件数増加の一因となっているとみられています。

本訴訟に関連しては、統合訴訟委員会の決定により、全米各地の溶接棒による脳障害訴訟の内、５，０００件以上について同じ連邦判事の下でまとめて公判前手続がなされています。

本件は、その中で最初に公判に移され評決に至ったものであり、結果

として、被告メーカーが勝訴しました。今後、個々の原告に固有の事情を除き、共通する事実や証拠に関しては、本訴訟と同じ判断が下されるものと考えられます。例えば、マンガンと症状の因果関係に関する医学の専門家の証言等は、これから事実審をむかえる他の統合訴訟事案においても、共通の証拠として取り上げられ、両者の因果関係について被告有利となる判断が下されていくことが予想されます。

統合訴訟事案においても、事実審理では、当然のことながら原告の個別事情も勘案され、また、原告ごとに陪審も別個に選出されるため、評決の結果が異なり得る可能性を無視することはできません。一方で、統合訴訟として扱われることにより、個別訴訟と比べて、個々に開示手続きに応じること等の負担を軽くできるとともに、統一的な証拠の取扱いにより訴訟戦略が立てやすいといった効果などが期待できます。

メーカーにおいては、各地で同種のＰＬ訴訟が提起された場合に、自らの証拠の質や、結果のバラツキの可能性を見極めたうえで、個別訴訟で対応するか、関連の訴訟を統合訴訟としてまとめることを統合訴訟委員会に申し立てていくか判断することが得策です。

■株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。
PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　法務・環境部（TEL.03-3259-4283）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

〈お問い合わせはこちらまで〉